

「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正について（案）

1. 背景

道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路の構造又は安全な交通に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、重量等の制限（別添車両制限令第3条を参照）を定め、その制限を超える車両の通行を原則として禁止しています。

しかしながら、前述の制限を超える車両を通行させる必要が生じる場合において、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認めるときに限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために必要な条件を道路管理者が付して当該車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられています。

本制度については、これまで経済の活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化に対応するため、道路構造を勘案し、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限を引き上げるなどの措置を実施してきました。

しかしながら、少なからぬ数の車両が、許可を得ることなくあるいは許可重量等の制限を超えた状態で通行しており、ひとたび事故が起きると重大事故につながります。

これまでも、関係行政機関の協力のもと、特殊車両を違法に通行させた者（以下「違反者」という。）に対して取締基地における取締り・指導を行い、また、車両重量自動計測装置の計測結果により、その使用している特殊車両を繰り返し違法に通行させたことを確認された者（以下「確認済み使用者」という。）に対しては指導警告書を送付しているところですが、依然として多くの重量制限超過車両が通行しております。

このような状況の中、社会資本整備審議会道路分科会においても、「道路構造物の長寿命化のためには、トレーラ連結車等の大型車両の道路適正利用を促進する仕組みを構築し、事業者等（運行事業主、運転手等）への啓発を行った上で、これら車両の違反通行データ等の活用、関係機関との連携強化、違反者の公表等により、指導・取締りの実効性を向上させることが必要である。」との建議※を受けています。

今般、繰り返し警告を受けた者に対して、国道事務所等において対面では正指導書を手交し、再び違反行為がなされぬよう改善措置を講じること等を指導し、是正を求めることを予定しています。また、それでもなお是正されない場合には、再び是正指導を実施した上で、是正指導を受けた違法通行者等の名称及び是正指導内容等を公表することを予定しています。

※「道が変わる、道を変える」（社会資本整備審議会道路分科会平成24年6月中間とりまとめ）は、<http://www.mlit.go.jp/common/000219233.pdf>にてご覧いただけます。

2. 改正概要

- (1) 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発96号道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」に名称を改め、内容の改正を行うこととします。主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者又は確認済み使用者（以下「違反者等」という。）に対して是正指導を行うこととして、次のものを追加します。

第4 違反者等に対する措置

道路管理者は、違反者等（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあっては当該法人又は人）を国道事務所等において対面で是正指導書を手交し、再び違反行為がなされぬよう、是正を求めるものとする。

- ② 是正指導及び許可取消内容等の公表を行うこととして、次のものを追加します。

第4 違反者等に対する措置

道路管理者は、上記①による是正指導にもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与した上で、再び上記①による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

道路管理者は、許可取消処分を実施した場合は、当該許可取消処分を受けた者の名称及び取消理由等を公表するものとする。

- ③ その他所要の改正を行うこととする。

- (2) 「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」を新たに制定します。この通達に規定する処分基準の概要は、以下のとおりです。

第1 違反内容

○違反内容を①無許可、②許可証不携帯、③通行条件違反、④措置命令違反に区分

第2 取締基地における取締りの実施

○取締りの定期的な実施、取締りの実施方法、取締りの実施にあたっての留意事項

○違反者（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあっては当該法人又は人）に対する措置として、

- ①違反者に対する措置は、違反内容に応じて実施
- ②特殊車両の構造の一部又は積載物が分割可能な場合、軽減措置を命令
- ③特殊車両の構造又は積載物が分割不可能な場合、通行の中止を命令
- ④積載物の処理は当該特殊車両の使用者である運送事業者等の責任と負担で実施
- ⑤違反車両を停止させる場所が無い場合、又は停止が不可能な場合は必要な条件を付与して違反状態を解消できる最寄りの停止場所までの一時的な通行を指示
- ⑥道路管理者等は違反者に対して通行の中止、軽減措置を命じた場合、当該措置命令の履行後に履行を証明する写真等の提出を命じ、その履行を確認

- ⑦道路管理者は違反者に対して通行の中止、軽減措置を命じた場合、運行管理者等に対して、再び違反行為を行わぬよう警告

第3 自動計測装置による計測

- 道路管理者は、必要に応じ自動計測装置を設置し、定期的に点検等適切な維持管理を行う。また、当該装置が設置されている道路においては、特殊車両の違法通行の実態を連続的に把握する。
- 自動計測装置の計測結果により、確認済み使用者に対して、再び当該車両を違法に通行させないよう警告。なお、当該警告の基準は別に定める。

第4 違反者等に対する措置

- 違反者等に対する行政指導（是正指導）
道路管理者から警告を受けた者に対し、
 - ①対面で違反内容の摘示・確認を行い、是正指導書を手交する。
 - ②再び違反行為を行わぬよう改善措置を講じ、その具体的内容を報告することを指導し、是正を求める。
- 是正指導内容等の公表
 - ①是正指導を受けた者が、是正指導に応じない場合又は是正指導後に改善状況が確認されない場合で、かつ再び違反行為を確認した場合は、弁明の機会を付与した上で、改めて是正指導を行う。
当該是正指導にもかかわらず、再び違反行為を確認した場合は、当該者の名称、違反内容及び是正指導内容等をホームページで公表。なお、当該公表の基準は別に定める。
 - ②是正指導内容等を公表した場合は、報道機関及び関係行政機関へ公表資料を送付
- 特殊車両通行許可の取消し
 - ①重大な交通事故、措置命令違反、常習違反のいずれかに該当する場合は、聴聞を行った上で、許可の取消し
 - ②許可取消処分を実施した場合、当該許可取消処分を受けた者の名称及び取消理由等を公表
- 告発
重大な交通事故、措置命令違反、常習違反のいずれかに該当する場合は、告発

第5 その他

- 所轄警察署、地方運輸局、他の道路管理者との連携
- 運送事業者等に対する制度啓発

3. スケジュール

平成25年1月より施行することを予定しています。